

1. はじめに

ガット第1条は最恵国約款であり、関税、輸出入規則、輸入品に対する内国税及び内国規則について、ガットの締約国が、他の締約国に包括的に最恵国待遇を許与すべきことを定めている。すなわち、1) 輸出入関税、輸出入課徴金、輸出入に対する支払いの国際的移転に対する課徴金、2) 前記の関税及び課徴金の徴収の方法、3) 輸出入に関連する規則、手続、4) 輸入品に対して、直接又は間接に課せられる内国税及び内国課徴金、5) 輸入品の国内における売買、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件、について、締約国は、他の締約国の産品及び他の締約国に仕向けられる産品に対して与える待遇と同等の待遇を、即時かつ無条件に、他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品、又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品に対して与える義務がある。

ここで使われている「同種の産品」という文言は、1条のほかにも見られるが、⁽²⁾その意味するところはそれぞれの箇所において異なるとされている⁽³⁾。また、ガットの起草準備委員会は、この文言を定義する必要はないとして、その定義の検討をITOに委ねており⁽⁴⁾、従って、「同種の産品」の定義はガット上ではなされていない。しかし、その定義は、その後のいくつかのパネルで検討されてきている。本稿は、まず「同種の産品」に対するパネルの判断傾向を扱い、次に「同種の産品」に対する国別差別と産品間差別について若干の検討を試みるものである。

2. 「同種の産品」概念について

「同種の産品」概念を扱ったパネルは数多く存在するが、その判断基準を考えるにあたっては、その中でも以下の4つのパネル報告（作業部会報告を含む）が示唆にとんでいゑる。それらは1950年の硫酸アンモニウムに対するオーストラリアの補助金⁽⁵⁾（以下、オーストラリアのケースとする。）、1978年のECの家畜飼料用タンパクに関する措置⁽⁶⁾（以下、EC家畜飼料のケースとする。）、1981年のスペインの生コーヒー豆に対する差別的関税⁽⁷⁾（以下、スペインのコーヒーのケースとする。）、1989年の日本のトウヒ・マツ・モミ（SPF）材の差別的関税⁽⁸⁾（以下、SPFのケースとする。

）に関する報告である。

各々のパネル報告において、「同種の産品」か否かを判断するにあたっては、輸入国側の関税分類上で問題となっている産品がどのように扱われているかという基準、およびその他の実質上の基準が用いられている。ここでは、前者を形式的基準とし、後者を実質的基準とすることにする⁽⁹⁾、⁽¹⁰⁾。

i. 形式的基準について～関税分類の利用～

ある産品が同種の産品であるか否かを決定するために、関税分類の手段を利用し得ることがよく提案されている⁽¹¹⁾。オーストラリアのケースでは、硫酸アンモニウムと硝酸ナトリウムが通常異なった関税項目に分類されていることから、同種の産品とは考えられないとされている⁽¹²⁾。また、EC家畜飼料のケースでは、家畜飼料にタンパクを加えるために使用される植物性タンパクとその他の産品（動物性タンパク、魚介タンパク、合成タンパク等）が同種の産品であるかどうか争われたが、関税分類上の扱いが異なるとして、否定されている⁽¹³⁾。スペインのコーヒーのケースでは、スペインの関税分類上、もともと単一分類がなされていた未焙煎生コーヒーが5つに細目化され、各々関税率が異なることが問題とされたが、パネルは他のいずれの締約国も、関税分類上、コーヒーに対して異なった関税待遇を与えていないとして、スペインの措置を1条違反であると結論づけている⁽¹⁴⁾。SPFのケースでは、SPF材と非SPF材との関税差が問題とされたが、このような関税分類を行なった日本側、すなわち、輸入国側に関税分類を決定する裁量権があるとされ、パネルは審議を終えている⁽¹⁵⁾。

4つのケースからは、まず、輸入国側に関税分類の広範な裁量権を認められていることが読みとれる。実際、スペインのコーヒーのケースでは明示的に「産品の分類について特定の方法を採用すべきであるという義務はガット上存在せず、加盟国は自国の関税分類表の中に新しい税目区分を導入する権利を有している」⁽¹⁶⁾と輸入国側の裁量が確認されている。また、SPFのケースでも「ガットは各締約国の関税分類に大幅な裁量を与えており、HS分類以上の細目に分けることは、同種の産品間で差別を生じさせない限り合法」であり、輸出国側が、関税分類に関して新たな概念を唱える場合には、「輸入国側の関税

分類を基礎とすべき」と明言している⁽¹⁷⁾。

しかし、そうであるならば、ある輸出国（締約国）が自国の関税分類上、同種の產品として扱っている產品が、輸入国（締約国）の関税分類上、同様に扱われていない場合、その問題について、輸出国がガット上で争っても著しく不利となるおそれがある。事実、S P Fのパネルの結論に対しては、そのような批判がなされている。

本件は、日本がS P F材と非S P F材を関税分類上、同種の產品として扱わず、関税率が異なっている事実に対し、カナダは当該2種の木材が「ディメンションランバー」として同じ用途に用いられることを理由として、日本の最恵国待遇違反を問題としたものである。しかしながら、パネルは、輸入国側の関税分類に関する裁量を確認した上で、カナダの主張した「ディメンションランバー」という概念が、日本の分類とは異質の概念であること、当該概念が地域的に利用されている標準であることは事実であるとしても、関税分類上の一区分でもないこと、及び国際的に受け入れられている分類でもないことを理由として、これを退けている⁽¹⁸⁾。カナダはこの判断を不服として理事会に反論を配布し⁽¹⁹⁾、かつ理事会でも不服を述べている⁽²⁰⁾。

このカナダの反対する立場にはニュージーランド、オーストラリア、ブラジル、チリ、北欧諸国等が支持を表明し、パネル報告の採択に明確な支持を示したのは、日本及びE Cのみであった。特にE Cは、関税譲許の安定性を強調した⁽²¹⁾が、国家主権に国際機関が過度に介入することへの懸念も、その背後にあったと考えることもできよう。

また、S P Fのケースにおいては、パネル議長の意見陳述の中で、本件だけでは同種の產品をめぐる問題について、適切な方法でその基準を定義することは不可能であると確信するに至ったとふれられている⁽²²⁾。このような意見陳述はガットの紛争処理上、異例であり、同種性の定義と解釈の困難さを示唆しているといえよう⁽²³⁾。

以上のように、同種の產品を定義・解釈する上での関税分類の利用は、譲許の安定性と締約国が持つ1条の権利行使との狭間で生じる相克の問題であるといえよう。ニュージーランド、オーストラリア等の否定側が懸念しているように、関税分類の輸入国側の裁量を

悪用、もしくは濫用した関税分類が行なわれる可能性も否めない。すなわち、本来は同種の産品であるにもかかわらず、「事実上の差別」(de-facto discrimination)が行なわれる可能性がでてくるということである。ただし、スペインのコーヒーのケース、オーストラリアのケース、EC家畜飼料のケース、SPFのケースでも輸入国の関税分類の妥当性を検討する際、他国の関税分類は参考に使われているので、輸入国側の裁量が全く自由であることはない⁽²⁴⁾。

li. 実質的基準について～その他の基準の利用

同種性を判断するにあたっては、パネルは前述の関税分類の利用とともに、その他の基準を利用している。たとえば、EC家畜飼料のケースでは、産品の組成(タンパク質含有量)、origin(タンパク源が植物、動物、合成と異なっていること)も同種性が否定される理由とされている⁽²⁵⁾。スペインのコーヒーのケースでは、販売形態(コーヒーは主として各種ブレンドされた形で販売されている)、最終用途(コーヒーは飲料を目的とした単一の産品である)、定義の普遍性(コーヒーは飲料と定義された単一の産品)に鑑みて同種性の判断がなされている。また、被申立国のスペインも異なる種類のコーヒー豆が概して同じ種類の樹木から採取されるということを認めていることから⁽²⁶⁾、originも考慮されたといえよう。

なお、既述の形式的基準も含め、産品の同種性を具体的、かつ限定的に捉えようと、パネルが考えているようにも見えるが、一方で、同種性を抽象的に幅広く捉えたケースとして、1992年のアメリカのブラジル産非ゴム製履物に対する最恵国待遇拒否(以下、ブラジル産履物のケースとする。)がある。本件では、アメリカが1930年関税法303条に基づき、損害認定を要件とせずに相殺関税を賦課していた(ただし祖父条項として許されていた)が、1980年に1979年補助金コードがアメリカも含めて発されると、損害認定を要件とする1979年通商協定法が制定され、コード発効と同時に施行された。そして同法104条(b)において、それまでの損害認定なしの相殺関税賦課決定に基づく措置について、他のコード加盟国は3年以内に損害審査を求めることができ、現実の損害なしと判断されると、審査申請後に徴収された関税は払い戻す旨が規定された。しかしこの際、1974年通商法331条により、既存の相殺関税の対象となっている産品の輸

出国のうち、G S Pプログラムにより非課税となった製品の輸出国には、損害なしの決定の効力を損害審査申請の時点と関わりなく、アメリカがG A T T 6 条の義務を負うに至った時点にまで遡及させて適用する一方、1 9 7 9 年通商法1 0 4 条（b）によれば、補助金コードの加盟国になった国には、損害審査申請受理の日にまでしか遡及させていない。本件は、このような措置の差異を問題として、ブラジルが提訴したものである⁽²⁷⁾。

本件でブラジルは、自国産の履物とインド産ファスナーやトリニダード・トバコ産鋼鉄性ワイヤー・ロッド、メキシコ産産業用石灰および自動車用ガラスを比較したが、アメリカは、ブラジルの製品と比較の対象とされている製品とは「同種の製品」ではなく、同種の製品である非ゴム製履物については、ブラジル産とインドおよびスペイン産に対する相殺関税撤廃については同じ扱いをしており、この場合にこそ最恵国待遇原則が問題となる、と主張した。これに対してブラジルは、本件で比較している製品は、いずれもそれまでは損害要件の主張ができないまま相殺関税が賦課された製品について、損害要件の主張ができるようになった場合の移行措置の問題という点では同じ問題であると主張、一つの法律が適用される限り、産品間に差別がなくとも、法制度全体として差別があれば許されるべきではなく、ブラジル産の履物とインドおよびスペイン産の履物との間で差別がなかったのは、「同種の製品」であるからではなく同じ法律が適用されたからである、とした⁽²⁸⁾。

このような両国の主張に対して、パネルは問題となった産品に注目するよりも、法制度自体に着目するというアプローチをとり、以下のように判断している。すなわち、パネルは、現実に1 9 7 4 年法3 3 1 条が適用された産品と、1 9 7 9 年法1 0 4 条（b）が適用された産品とは「同種の産品」ではないが、ブラジルはこの具体的な適用だけを問題としているのではなく、アメリカの法律そのものが最恵国待遇原則に違反すると主張していると理解し、いずれの法律が適用されるかはG A T T 締約国からの非課税品か、補助金コード加盟国からの課税品かだけによるのであり、従って、1 9 7 4 年法が自動的遡及効を与えている産品は、1 9 7 9 年法が自動的遡及効を否定している産品と、原則として「同種の産品」である、とした。すなわち、ブラジル産の履物とトリニダード・トバコ産の履物が比べられたときにも、後者が優遇され得ると考えたのである⁽²⁹⁾。

3. 産品間差別

産品間差別とは、事実上の差別(de facto discrimination) ⁽³⁰⁾ の一形態といえる。事実上の差別とは、制度そのものは特定国を差別・優遇するものではないものの、その制度の適用の結果、ある国を差別的に扱うというものである。パネルのケースからは、産品間差別が問題となる場合には、同種の産品間で異なる税率を適用したり、その他の優遇・差別的措置が問題となる例が多く、従って、まず同種性の是非が争点となっている。異なった待遇を享受している産品の同種性が、そもそも否定された場合には、1条1項違反となる産品間差別にはあたらないこととなる。しかし、肯定された場合には次のような問題が提起され得る。

1条1項の最恵国待遇の義務には、同種の産品が原産された複数の国の間で無差別に扱う義務と、同種の産品の間で無差別に扱う義務という2つの義務が存在するのであろうか。1条1項違反の立証には産品間差別のみでなく、国別差別の存在も必要とされるのか、すなわち、同種の産品に異なる待遇を付与している行為をもって、1条1項違反とするのか、それとも、その行為の結果、特定の原産国に差別的な効果をもたらした場合に、1条1項違反となるのかという問題である。

産品間差別に関わる検討にあたって、パネルはスペインのコーヒーのケースで「採用されている分類がどのようなものであれ、1条1項は、同種の産品に対しては同一の関税待遇を与えることを要求している」と述べている ⁽³¹⁾。E C家畜飼料のケースでは、申立国（アメリカ）が、E Cの規則が米国産の産品よりも他の国の同種の産品を優遇しており、従って1条1項違反となる国別差別を行なったと主張したのに対し、パネルはE Cの規則によって影響を受けた産品のうち「かなりの割合」(a significant proportion) ⁽³²⁾ が米国以外の国々から輸入されていたことを留意して、1条1項違反を認定しなかった ⁽³²⁾。また、1981年のE Cの牛肉に対する関税割当のケース ⁽³³⁾（以下、E C牛肉のケースとする）では、米国以外の原産である同種の産品（牛肉）を手続上差別する効果をもつE Cの規則が1条1項違反であるとされた ⁽³⁴⁾。スペインのコーヒーのケースにおいては、申立国（ブラジル）がスペインのコーヒー豆に関する関税分類上、同種の産品に異なる関税率が適用されているという点、およびその結果ブラジルが著しく差別的な取扱いを受けていると主張したことに対して、パネルは同種性を肯定するとともに、ブラジルに対する差別

的な待遇をも肯定している。それを判断する際、重要な判断基準となったのは、ブラジル産のコーヒーが他国からのものと比較して「ほとんどすべて(almost entirely)」スペインの高関税の対象となっていたことであった。S P Fのケースでは、パネルは「ディメンションランバー」の概念を用いて、S P F材と非S P F材とを分類する日本の関税分類に異議を唱え、それらを同種の産品であると主張した申立国(カナダ)の主張に対して、当該概念自体を否定することにより、同種性を否定している⁽³⁵⁾。そして、1条1項の解釈問題に深入りはしていない。しかし、本件では、関税がゼロ(free)となっていた非S P F材についてはカナダも無税で輸出を行っていたこと、およびカナダ産のS P F材の輸入数量も市場シェアも拡大していること等の理由から、カナダ産のS P F材のみがスペインのコーヒーのケースで用いられたように「ほとんどすべて(almost entirely)」差別の対象となっているとはいえない。

以上のパネルの判断に即せば、国別差別の存否の判断にあたっては、差別を受けていると申立てる国が「ほとんどすべて(almost entirely)」当該差別の対象となっているかどうかについて検討されと考えることができよう。また、1条1項違反の立証が求められる際に、国別差別と産品間差別のどちらが前提となるのかということについては、パネルは判断を下していないようである。

しかし、前述のスペインのコーヒーのケースで確認されたように1条1項上、同種の産品間では無差別待遇が求められる。過去のケースに即して考える限り、国別差別についても、問題となっている措置が規則上、あるいは法律上(de jure)明確にある国を差別しているか、もしくはある国が数量的に「ほとんどすべて(almost entirely)」当該措置を通じた差別の対象となっていることが求められるといえよう。

4. 加工品について⁽³⁶⁾

産品の同種性を判断するにあたって、パネルは前述のようにスペインのコーヒーのケースにおいて、関税分類、販売形態、最終用途、定義の普遍性、originを検討した上で、問題となっていた産品(コーヒー豆)間の同種性を認定した。ところで、S P Fのケースで申立側(カナダ)は、スペインのコーヒーのケースを先例として引用し、S P F材と非S

P F 材の最終用途等の同一性を指摘し、同種の製品には同じ待遇を与えねばならないと日本に対して主張した⁽³⁷⁾。本件でパネルは、同種性については判断を下していないが、日本は、S P F 材と非 S P F 材とでは origin も異なり、その結果、最終用途も異なると反論している。スペインのコーヒーのケースにおいて、パネルによってコーヒーに認められた定義の普遍性や最終用途の単一性等が、S P F 材と非 S P F 材には、認められなかったと考えることができよう。すなわち、加工度の低い製品に関するパネルの判断を、加工度の高い製品に関するケースにそのまま適用することは困難である、ということを示すものといえる。

5. 結び

ある関税や内国措置などが、1 条 1 項との関わりで問題となった場合、「同種の製品」に関してどういったアプローチが考えられるであろうか。これまでの議論を振り返りながら若干の考察を試みることにしたい。

まず問題とされた措置のもつ差別の性質が重要であることが示唆される。1 条 1 項違反とされる差別は、大きく「明示の差別」と「事実上の差別」に分けられる。「明示の差別」とは、例えば、同種の製品に対する関税において、ある特定の締約国の製品にのみ有利な税率を適用したり、ある特定の締約国の製品にのみ不利な税率を適用する等、明らかに不利な待遇が存在すると認められる場合をさす。また、「事実上の差別」は、「製品間差別」と「条件付最恵国待遇」に分けられる。「条件付最恵国待遇」は、輸入国がある一定の条件を満たす国と満たさない国とを区別し、一定の条件を満たさない国の製品を、それを満たす国の製品より不利に扱うことである。ただ、この類型では、事実上の差別といっても、差別される国が最初から明示されていないだけであり、一定の要件を満たさないと判断された国は、明らかに不利に扱われるのだから、「明示の差別」に類似するといえる。

そして、「明示の差別」および「条件付最恵国待遇」が問題となったケースを見ていくと、「同種の製品」に関する検討がそれほど深くなされていないように思われる。既述のブラジル産履物のケースの他に、E C 牛肉のケース、E C の新バナナ輸入制度⁽³⁸⁾、ベルギーの家族手当基金法に基づく課徴金⁽³⁹⁾（以下、ベルギーのケースとする）等のケース

において同種性が肯定され、いずれも1条1項違反とされた（E Cの加工果実・野菜に関する最低価格⁽⁴⁰⁾のケースでは1条1項違反とされなかったが、同種性は肯定された）が、いずれのケースにおいても、パネルは同種性の判断に力点をおいていないようである。ただ、牛肉やバナナなどは加工度が相当低い産品であり、ベルギーのケースは、ある国からのあらゆる産品について課徴金を免除していながら、他の国からのあらゆる産品については課徴金をかけていたという事例である。従って、これらのケースをもって、ただちに「同種の産品」の概念が重要視されていないとすることは、一方で尚早でもあろう。

反対に、「産品間差別」については、同種性の判断が非常に重要になるようである。既に述べたように、「産品間差別」とは事実上の差別の一形態であると考えられ、「明示の差別」の場合のように、明らかに不利な待遇が存在するというものではなく、ある措置を適用した結果として差別が生じるものである。ある措置が産品間差別を行っている疑いがある場合には、パネルの判断によれば、まず同種性の是非が判断対象とされる。同種性の判断基準としては、形式的基準（関税分類）が用いられ、さらに、場合によっては実質的基準によっても判断が行われる。ここで、前述したように、関税分類を行う輸入国側の裁量が問題となる。GATT-WTOは、そもそも関税の相互引き下げの達成を重視しており、関税分類に対して輸入国に広い裁量を認めている。その結果、関税分類に関する判断については、パネルも消極的になる傾向が生じる。その傾向は、特に実質的基準による比較が困難と思われる加工度が相当高い産品について現れる、と考えることができよう。

以上のように、「明示の差別」および「条件付最恵国待遇」、「産品間差別」との間で、「同種の産品」に関して生じる差異は、GATT-WTO体制の安定という問題に深く関わっていると思われる。GATT-WTO体制は、譲許の均衡の維持を重視しており、これまで各国による関税譲許によって保たれてきた。「産品間差別」についての判断は、このような関税設定に対する輸入国の裁量に関わる問題であり、そこでの同種性の判断とは具体的かつ限定的に行われるのではないか。一方、「明示の差別」及び「条件付き最恵国待遇」においては、そこに明らかに不利な待遇の存在が認められ、それをもって貿易障壁を構成すると解されることとなる。

【注】

(1) なお、一条における「同種の産品」を検討するにあたって取り扱うべき事例は、本文中のもの以外にもあるかもしれないが、ここで取り扱った事例のみに基づいて検討することをお断りしておく。

(2) 1条の他、2条2項(a)、3条2項・4項、6条1項(a)(b)、9条1項・2項(c)、13条1項、16条4項 その他、like commodity(6条7項)、like merchandise(7条2項)、like or competitive products(19条1項)という用語も存在する。

(3) 津久井茂充「ガットの全貌～コンメンタール・ガット」(日本関税協会)

(4) Ibid.

(5) GATT/CP 4/39, 1950年4月3日作業部会報告、染谷雅幸「オーストラリアの輸入硫安に対する補助金」、ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書、1項

(6) L/4599, 1987年3月14日採択: BISD 25S/49、岡田外司博「ECの家畜飼料用タンパクに関する措置」、ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書Ⅲ、44項

(7) L/5/35/, 1981年6月11日採択: BISD 28S/102、渡邊頼純「スペインの生コーヒー豆に対する差別的関税」、ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書Ⅲ、62項

(8) L/6470, 1989年7月19日採択、渡邊頼純「日本のトウヒ・マツ・モミ(SPF)材の差別的関税」、ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書Ⅳ、134項

(9) 「形式的・実質的基準」については、染谷雅幸「オーストラリアの輸入硫安に対する補助金」ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書14頁参照。

(10) 「同種の産品」かどうか判断するにあたって、1)競争的か代替的か、2)関税分類、物理的特徴・用途・最終ニーズの3点を考慮すべきとする指摘もある。

Rex J. Zedalis, A Theory of the GATT "Like" Product: Common Language Cases, 77~82 Vanderbilt J. Transnational Law 27(1994)

(11) 津久井茂充「ガットの全貌～コンメンタール・ガット～」日本関税協会

(12) BISD/191, para. 8

(13) L/4599, para 4. 1, 4. 2

(14) L/5135, para 1. 1, 4. 8, 4. 11

(15) L/6470, para 5. 8, 5. 9, 5. 10, 5. 16

(16) L/5135, para 4. 4

(17) L/6470, para 5. 7, 5. 8, 5. 9, 5. 10, 5. 13

(18) L/6470, para 5. 13, 5. 14, 6. 1

(19) L/6528

(20) 本件パネル報告に含まれている解釈は、ある締約国が、1条1項の同種の産品に対する無差別待遇についての権利を行使しようとした場合に、当該産品が輸入国側の関税分類上、分類されてない産品であった場合にはこのような権利行使を不可能にする可能性がある」とカナダは懸念している。(GATT Document C/M/232, pp11)

(21) EC は、交渉対象である関税譲許は、これまで関税分類に基づいて行われてきたこと、今後もそうあるべきであり、同種の産品という抽象的な概念に基づいて行われるべきではないと主張。また、そのためには、1条で関税上の待遇について申立が行われる際には輸入国の関税分類が前提とされるべきであり、かつそうでなければ将来の関税交渉にとって阻害要因(disincentive)となる可能性があるとしている。

L/6470, p. 47

(22) GATT Document C/M/232, pp9-10

(23) 渡邊頼純「日本のトウヒ・マツ・モミ(SPF)材の差別的関税」ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書IV 142, 143頁

(24) 硫酸アンモニウムと硝酸ナトリウムの同種性が問題となったオーストラリアのケースにおいては、パネルはオーストラリアの関税分類・待遇、他国の関税分類を検討して、同種性を否定している。すなわち、形式的基準のみを使用した例である。

(25) L/4599, para4. 1, 4. 2

(26) L/5135, para3. 6, 3. 7, 4. 6, 4. 7

(27) SCM/94, para4. 2, 4. 3, 4. 5, 4. 6, 4. 10, 4. 11 DS18/R, para2. 17, 4. 3-4. 8 ; 道垣内正人「米国のブラジル産非ゴム製履物に対する最恵国待遇拒否」, ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書IV、11項

(28) DS18/R, para4. 4, 4. 9-4. 27

(29) DS18/R, para6. 12, 6. 14

(30) なお「事実上の差別」については、本報告書、岡田外司博論文参照。

(31) L5135, para4. 4

(32) L/4599, para3. 45, 3. 46, 4. 19, 4. 20, 4. 21

(33) L/5099, 1981年3月10日採択、間宮勇「ECの牛肉に対する関税割当」ガットの紛争処理に関する調査／調査報告書II、47項

(34) ECが行った高品質牛肉への関税割当に基づき輸入される牛肉について、高品質か否

かを決定する機関は米国産の牛肉の保証についてのみ、その決定権があった。結果として、実質的には米国産の牛肉以外の輸入を否定するものであった。

BISD 28/S97-98

(35) L/6470, para5. 13, 5. 14, 5. 16

(36) 加工度というのは、組み立て可能、分解可能といったものを含む。

(37) L/6470, para3. 7, 3. 8, 3. 9

(38) DS38/R

(39) G/32, BISD, 1S/59

(40) L/4687, BISD, 258/68

(田村次朗)